

特定譲渡制限付株式専用口座約款 新旧対照表

(下線部分改正)

現行	改正
(特定譲渡制限付株式専用口座) 第2条 (略) 2. <u>本専用口座は、「特定譲渡制限付株式管理専用口座」(以下、「本管理専用口座」といいます。)</u>と「<u>特定譲渡制限付株式売却専用口座</u>」(以下、「<u>本売却専用口座</u>」といいます。))の2つの口座で構成します。 3. <u>申込者が本専用口座の開設申込みを行う場合、既に開設済みの総合取引口座を有する場合においても、申込者は、当該開設済み総合取引口座とは別に、本専用口座を開設することが必要になります。</u> 4. (略) (口座の開設) 第3条 (略) 2. 申込者が「特定譲渡制限付株式専用口座申込書」及び当社が必要と認めるすべての書類に必要事項を記載し、署名捺印のうえ、当該申込書及び書類を当社が指定する取扱店にお届出いただくものとします。<u>これを当社が受理することにより本専用口座の申込みが行われるものとします。</u> 3. ～5. (略) (特定譲渡制限付株式専用口座における取扱い) 第4条 (略) 2. (略) 3. 本専用口座において管理している特定譲渡制限付株式については、当該株式に係る譲渡制限期間(以下、「<u>譲渡制限期間</u>」といいます。)中は<u>本管理専用口座</u>で管理するものとします。	(特定譲渡制限付株式専用口座) 第2条 (現行通り) 2. <u>申込者が本専用口座を開設する場合には、申込者が開設済みの総合取引口座をすでに有する場合においても、申込者は開設済み総合取引口座とは別に本専用口座を開設しなければならないものとします(以下、本専用口座でない総合取引口座を「主口座」といいます。)</u>。 3. <u>申込者が主口座を有しない場合においては、本専用口座と主口座の双方を開設しなければならないものとします。</u> 4. (現行通り) (口座の開設) 第3条 (現行通り) 2. <u>本専用口座の申込みは、申込者が「特定譲渡制限付株式専用口座申込書」及び当社が必要と認めるすべての書類に必要事項を記載し、署名捺印のうえ、当該申込書及び書類を当社が指定する取扱店にお届出いただく方法、又は当社が別途定める方法によるものとし、これを当社が受理することにより本専用口座の申込みが行われるものとします。</u> 3. ～5. (現行通り) (特定譲渡制限付株式専用口座における取扱い) 第4条 (現行通り) 2. (現行通り) 3. 本専用口座において管理している特定譲渡制限付株式については、当該株式に係る譲渡制限期間(以下、「<u>譲渡制限期間</u>」といいます。)中は<u>本専用口座</u>で管理するものとします。<u>譲渡</u>

現行	改正
譲渡制限期間の経過後、<u>本管理専用口座</u>での管理はできないものとし、原則として<u>本売却専用口座</u>へ残高を移管します。 4. <u>本管理専用口座</u>において管理している特定譲渡制限付株式については、譲渡制限期間の経過の有無に関わらず<u>本管理専用口座</u>での売却はできないものとします。また、譲渡制限期間中は、該当する特定譲渡制限付株式を交付した会社等（以下、「発行会社等」といいます。）からの特定譲渡制限付株式の付与の取消または無償取得等、当社が認める場合を除き、<u>本管理専用口座</u>からの出庫（振替）もできないものとします。 5. 譲渡制限期間経過後、<u>本売却専用口座</u>において管理している特定譲渡制限付株式については、<u>売却・出庫（振替）</u>をすることができます。 6. (略) 附則 本約款は、<u>平成30年6月18日</u>より適用されます。	制限期間の経過後、<u>本専用口座</u>での管理はできないものとし、原則として<u>主口座</u>へ残高を移管します。 4. <u>本専用口座</u>において管理している特定譲渡制限付株式については、譲渡制限期間の経過の有無に関わらず<u>本専用口座</u>での売却はできないものとします。また、譲渡制限期間中は、該当する特定譲渡制限付株式を交付した会社等（以下、「発行会社等」といいます。）からの特定譲渡制限付株式の付与の取消または無償取得等、当社が認める場合を除き、<u>本専用口座</u>からの出庫（振替）もできないものとします。 5. 譲渡制限期間経過後の<u>株式</u>については、<u>本専用口座より主口座へ移管後</u>、<u>売却・出庫（振替）</u>をすることができます。 6. (現行通り) 附則 本約款の改訂は、<u>2019年7月1日</u>より適用されます。<u>なお、本約款の改訂以前に開設済の売却専用口座は本約款の改訂を以って順次閉鎖し、売却専用口座に残高がある場合には、当該残高を申込者の主口座に移管します。</u>